

ポイントサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社DMM.com証券（以下、「当社」といいます。）の店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）、店頭有価証券デリバティブ取引（DMM CFD-Index）及び店頭商品デリバティブ取引（DMM CFD-Commodity）（以下、「本取引サービス」といいます。）上で運営する「ポイントサービス」（以下、「本ポイント」といいます。）に関する利用について定めることを目的とします。

第2条（定義）

本ポイントにおいて用いられる用語については、次の各号のとおり定義します

- （１）「本ポイント」とは、当社が提供する本取引サービス上において、本ポイント利用者に対して加算するポイントのことをいいます。
- （２）「本ポイント利用者」とは、本取引サービスに取引アカウントを有し、本規約を承認する者をいいます。

第3条（本ポイントの発行）

当社は、本ポイント利用者に対して、当社所定の方法により、本ポイントの発行ができるものとします。但し、本ポイントの最低単位および最高加算単位は、当社所定の単位とします。

２ 本ポイント利用者が保有できる本ポイントの総額は、当社所定の額を超えない範囲内とします。

３ 本条第１項の発行があったときは、当社は、本取引サービス上に記入されることを以って発行するものとします。但し、次の場合、当社は発行の取消をすることができるものとします。

- （１）本条第１項に定める最高加算単位の範囲外であった場合
- （２）本条第２項に定める保有限度を超過して本ポイントの発行をした場合
- （３）本ポイントの獲得において本取引サービス約款に違反があったと当社が判断した場合

第4条（本ポイントの使用）

本ポイント利用者は、発行された本ポイントを、以下の目的において使用することができます。

- （１）現金への交換
- （２）当社が別途定めるサービス等への利用

２ 前項各号の基準及び方法を、本取引サービスのWEBサイトにおいて公表する方法により告知するものとします。

３ 本ポイント利用者が前項の目的で本ポイントを使用する場合、当社所定の方法ならびに当社所定の単位にて、手続きを行うこととします。但し、次の場合は、本ポイントの使用ができないものとします。

- （１）本ポイント利用者が当社所定の方法で手続きを行わなかった場合
- （２）当社所定の単位に達していなかった場合
- （３）本条第１項各号に定めるサービス等の提供が中断または停止もしくは終了している場合

４ 本条第１項１号で使用した場合、本取引サービスの取引アカウントへ入金処理するものとします。

５ 本ポイント利用者は、本ポイントの使用手続きを完了した場合、当社が特別に許可した場合を除き、当社は「本ポイント」使用の取消は行わないものとします。

第5条（本ポイントの有効期限）

当社は「本ポイント」の有効期限を定めることができるものとし、有効期限までに使用されなかった本ポイントは、失効とすることができるものとします。

２ 有効期限は、本取引サービスのWEBサイトにおいて公表する方法により告知するものとします。

第6条（本ポイントの失効）

本ポイント利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本ポイントの権利や利益を失うものとします。

- （１）本取引サービスの利用停止または解約された場合
- （２）本取引サービスの約款等や本ポイント利用規約、その他関連法令諸規則に違反した場合
- （３）本取引サービスに相続が発生した場合
- （４）当社が、本ポイントのサービス提供中止を決定し、第7条の定める手続きにより公表してから14日を過ぎた日
- （５）本ポイントを、他に譲渡、質入れ、その他処分をした場合

2 一旦、失効となった本ポイントは、理由の如何を問わず、有効にすることはできないものとします。

第7条（本規約の改訂）

本規約の改訂をする場合、当社は、予め、当社が相当と認める方法により本ポイント利用者へ通知又は公表し、新利用規約は当該通知又は公表内容に指定された時を以てその効力を生ずるものとします。

第8条（公租公課その他の費用）

本ポイント利用者は、本ポイントに係る次の費用を負担することとします。

- （１）本ポイントに係る公租公課等
- （２）第4条1項2号に係る費用のうち当社が定めるもの

第9条（解釈の疑義）

本利用規約に定めのない事項について疑義が生じた時は、本取引サービス契約締結前交付書面及び約款に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

平成22年8月1日	制定
平成23年1月1日	改訂
令和6年8月24日	改訂